

知って得 国民健康保険

出産育児一時金について

益城町国民健康保険に加入されている方が出産した場合、出産育児一時金が支給されます。(母親の出産時の益城町国民健康保険加入期間が6カ月に満たない場合は、他の健康保険等から支給される可能性があります。)

出生届出後、保険課国保年金係で手続きしてください。

※産科医療補償制度の創設に伴い、同制度に加入している医療機関等で平成21年1月1日以後に出産した被保険者は、現行35万円の出産育児一時金に3万円が加算(医療機関が支払う掛金相当分)され、38万円になります。

ただし、同制度に未加入の医療機関等で出産した場合は、現行の35万円の支給となります。



問い合わせ先 役場保険課国保年金係 ☎ 286-3111 内線 122・123

国民年金

国民年金保険料クレジットカード納付のお知らせ

◆国民年金保険料の納めやすい環境の整備を目的として、クレジットカードによる納付を行っています。

クレジットカード納付は、事前に申込用紙をご提出いただき、以後、将来の国民年金保険料を定期的にクレジットカード会社が立替納付を行い、クレジットカード会社からカード会員の方に請求する方法です。

金融機関等の窓口でクレジットカードを直接ご提示・お支払いいただく方法ではありません。また、過去の未払い分についてはご利用できません。

申込受付

※熊本東社会保険事務所または役場保険課窓口にて備え付けの『国民年金保険料クレジットカード納付(変更)申出書』に必要事項を記入のうえ、各窓口にて提出してください。

※前納(1年または半年)をご希望の場合は、2月末までにお申し込みください。

※なお、ご利用できるクレジットカードにつきましては、社会保険庁の指定を受けたものに限られていますので、申し込み時にご確認ください。

対象となる保険料等

※お支払いいただける保険料は、「定額保険料」および「付加保険料込みの定額保険料」となります。(保険料の一部を免除されている場合はご利用いただけません。)

※カード会社へのお支払い回数は、1回のみとなります。(分割払いやリボ払い等のご利用いただけません。)

問い合わせ先 熊本東社会保険事務所 ☎ 367-8144
役場保険課国保年金係 ☎ 286-3111 内線 122・123